

【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書合計表】

記載要領

- 1 「組合」欄は、株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。）に基づくものである場合に、当該組合の所在地及び名称を記載する。
- 2 「総受領額」欄には、名義人として受領した株式等の譲渡の対価の総額を記載する。
- 3 「左のうち、調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。